BAKER & MCKENZIE

紛争解決の要点 ニューズレター

2014年3月号

JCAA 商事仲裁規則の改正

-暫定保全措置/緊急仲裁制度



近年、東南アジア、アフリカ、南米など新興国でのビジネスが拡大するに伴い、紛争解決手段として国際商事仲裁の合意を行う例が増えています。今般、日本企業が利用する代表的な仲裁機関である日本商事仲裁協会(「JCAA」)が商事仲裁規則を改正しましたので、今月号では、その改正のポイントについて簡単に触れつつ、改正ポイントの中でも日本企業に馴染みの薄い保全措置命令の充実と緊急仲裁制度の導入について解説します。

1. JCAA 改正商事仲裁規則(2014年2月1日施行)の概要

JCAA は 2014 年 2 月 1 日をもって商事仲裁規則を大幅に改正した(「改正 JCAA 規則」)。主要な改正ポイントとしては、①請求の併合に関する規定の充実、②審理の迅速・適正を図る規定の充実、③多数当事者仲裁の場合の仲裁人選任手続きの変更、④調停との連動に関する規定の新設、⑤保全措置命令に関する規定の充実・緊急仲裁の新設が挙げられる。これらの改正点は、他の主要な国際仲裁機関(ICC、SIAC や HKIAC など)の近時の改正と軌を一にするものであり、JCAA は国際標準と一致した利用しやすい仲裁機関になったといえる。

上記改正ポイントのうち、暫定保全措置と緊急仲裁制度は、ここ数年他の国際仲裁機関でも整備が進み、積極的活用が期待される制度である。

2. 暫定保全措置

契約に仲裁合意がある場合、財産の仮差押えや仮処分命令などの保全措置を取得する方法としては何があるであろうか。一般的に、各国の裁判所における保全手続と、仲裁廷による暫定保全措置の両方の利用が可能であり、いずれを利用するかは当事者が自由に選択できる(但し、仲裁地の国の仲裁法によっては一定の制限がある可能性があるので、事前に確認が必要)。

仲裁廷による暫定的保全措置とは、仲裁廷が終局判断を下す前に当事者に命じる一時的な措置であり、現状維持のための措置(営業・技術上の秘密の開示禁止や契約上の目的物の給付)、資産の保全(仮差押)、証拠の保全(独立の専門家による動産・不動産の調査)が含まれる(UNCITRAL モデル法 17条 2 項、改正 JCAA 規則 66条 1 項参照)。

暫定保全措置は、裁判上の保全措置に似た制度であるが、より柔軟な措置が可能な制度であり、当事者が保全措置において申し立てることができる内容について特段制限はなく、当事者の権利、仲裁廷の管轄又は請求にかかる権利の保全又は保護のために必要であれば、法律や合意された規則に反しない限り、如何なる内容の命令・判断も下すことができるとされている 1。例えば、請求金額に係る担保金を提供させる命令・判断も可能である。

暫定保全措置を下すための要件は、仲裁法や仲裁機関の仲裁規則では規定されていないことが多いが、裁判上の保全手続と同様に、①重大又は回復不能な損害の有無、②緊急性、③本案請求が認められる蓋然性を考慮して仲裁人が判断することが通常である(改正 JCAA 規則 66 条 2 項は上記内容を規則で定めている)。

¹ G. Born, International Commercial Arbitration (Kluwer Law International, 2009) pp. 1994-1995

¹ 紛争解決の要点 ニューズレター 2014 年 3 月号 | March 2014 © 2014 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

3. 暫定保全措置のメリット

裁判所における保全手続ではなく、暫定保全措置を選択するメリットとしては、以下の点が挙げられる。

- ① 信頼性の低い国家裁判所の回避:保全手続は、財産所在地(多くは契約相手国)の管轄裁判所で行うことが通常であるが、契約相手国の裁判所の公正性や公平性に疑義があって仲裁合意を行った場合、保全手続においても当該国の裁判所を回避すべきことが少なくない。
- ② 国家裁判所が用意しない救済内容の実現:上述のとおり、暫定保全措置によって求めることができる救済内容は柔軟であり、当該国家が準備していない保全的手続も実現し得る。
- ③ 相手方に対する戦略的プレッシャー: 暫定保全措置は、救済内容の多様性を有するため、相手方にプレッシャーをかけ、紛争を有利に進める手段としての活用も可能である。例えば、請求金額に係る担保金や仲裁費用に係る担保金の支払を仲裁手続開始前に求めることにより、相手方が事実上早期の和解に応じざるを得なくなることも期待できる。
- ④ 相手方が複数存在する場合:相手方が複数存在し、かつ、その所在する国が異なる場合、裁判所による 保全手続は相手方の所在国ごとに個別に行う必要があるが、仲裁廷による暫定保全措置であれば1つ の手続で実施可能である。

4. 暫定保全措置のデメリットとその克服

他方で、暫定保全措置のデメリットとして、以前は、仲裁廷による暫定保全措置は保全執行が認められず、任意の履行を期待するしかないという問題があった(但し、仲裁廷の命令に従わないことは終局判断において不利に考慮されることから、それでも任意の履行は十分に期待できると言われていた)。しかし、近時、各国の仲裁法は、仲裁廷による暫定措置について、裁判所の保全命令と同様に保全執行を認める傾向にある(アメリカ、フランス、ドイツ、オランダ、シンガポール、香港など。このような国は年々増える傾向にあるが、国によっては一定の条件が付されている場合があるので、詳細については個別に確認が必要である)。したがって、これらの国においては、執行という観点からも裁判所の判断と差異がなく、より暫定保全措置を活用するべき場面が多いといえる。

また、もう1つのデメリットとして、従来、暫定保全措置は仲裁廷成立前には利用できない点があげられてきた。この点、仲裁人の選任には数か月以上の時間がかかることがあるが、これは迅速性が重視される保全措置としては看過できない問題であった。しかし、かかるデメリットを克服する制度として、近年、多くの国際仲裁機関において緊急仲裁の制度が導入されている。緊急仲裁制度とは、仲裁機関等が正式な仲裁廷の成立前に短時間で仲裁人を選任し、かかる仲裁人が暫定保全措置命令を発する制度である。改正 JCAA 規則においてもかかる制度が採用され、JCAA は、緊急仲裁人による保全措置命令を求める申立てを受けた日から2営業日以内に緊急仲裁人の選任に努め、緊急仲裁人は、その選任の日から2週間以内に保全措置命令に係る決定をしなければならないとされている(改正 JCAA 規則 70 条ないし74 条)。

5. おわりに

近時の主要な国際仲裁機関は、暫定保全措置の活用を促すべく、暫定保全措置制度に関連する規定の充実を図っている。改正 JCAA 規則もこの潮流に乗るものであり、JCAA においても暫定保全措置を求める環境が整ったといえよう。したがって、契約上の紛争解決条項等を検討するに際しては、これらの改正も踏まえた上で、最適の紛争解決方法を選択する必要がある。

以上

For more information

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先

酒井 剛毅 カウンセル Tel: 03 6271 9738

masami.sakai@bakermckenzie.com

舘野 智洋 アソシエイト Tel: 03 6271 9706

tomohiro.tateno@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山 森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

Privacy Policy

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー&マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員(以下併せて「当事務所」といいます)に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうした事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となります。